

# 身近な困りごと、裁判所の調停で解決しませんか？ 話して聴いて歩み寄る 調停制度発足100周年



公平な立場から紛争の解決を図り、私たち国民の権利や自由を守る役割を担っている裁判所。訴訟に代わる話し合いの解決手段として生まれた調停制度は発足から100周年を迎えます。100周年の記念ロゴマークにいる広報キャラクター「アイアイ」も制度周知に活躍中です。

令和4年10月、裁判所の調停制度発足から100周年を迎えます。調停制度とはどのようなものなのでしょうか？この100年の節目の年に、盛岡地方・家庭裁判所の担当者に調停制度についてお話しをお聞きしました。

## ■「調停」って何？

Q 調停制度とは何ですか？

調停制度は、裁判所が当事者双方から話を聴いて、話し合いによってトラブルの解決を図る制度です。日常生活でトラブルがあり、うまく当事者同士で解決できない場合に利用することが出来ます。調停には、民事のトラブルを扱う「民事調停」と、家庭のトラブルを扱う「家事調停」があります。「民事調停」は、お金の貸し借りや交通事故、近隣トラブルなど、他人との間に生じたトラブルを扱い、手続は主に簡易裁判所で行います。一方、「家事調停」は、例えば、ある夫婦が離婚したいと思っているけれど、子どもの親権について話し合いがまとまらないなど、家庭のトラブルを扱い、その手続は家庭裁判所で行います。

民事調停、家事調停のいずれの場合も、通常、裁判官1人と国民の中から選ばれた調停委員2人からなる



調停委員会が、当事者双方から言い分をよく聴いて、中立公平な立場から双方の利益を考慮して、調整したり、解決案を示したりしながら問題の解決を手伝います。また、家事調停では、心理学等の専門的知識を持つ家庭裁判所調査官が関与することもあります。

## ■調停の歴史

Q 調停制度はいつ始まったのですか？

現代のような調停制度は、大正11(1922)年に、借地借家調停法の施行に伴い、「借地借家調停」制度としてスタートしました。同法は、翌年9月の関東大震災によって発生した大量の借地借家問題の紛争解決に当たって活用されました。

家事調停については、昭和14年に施行された人事調停法により始まりました。女性からの申立てが多く、まだ、女性の地位が確立されていなかった当時、女性の保護と権利の拡大に役立ったといわれています。

## ■調停制度のメリット

Q 訴訟と比較した調停制度のメリットは何ですか？

次のようなメリットがあります。

- 柔軟で納得性の高い解決ができる  
話し合いの上で双方の合意により解決するので、当事者にとって納得性の高い解決が可能です。
- 手続が比較的簡単  
法律の専門的な知識がなくても、また弁護士をつけなくても、手続が進めやすくなっています。裁判所の窓口やウェブサイトに申立てのための書式や必要な書類をご用意しています。なお、裁判所の窓口では、手

続案内を行い、調停の手続の流れを説明したり、書類の形式的な記載の説明をしています。

## ●手続費用が安い

調停手続に必要な手数料は、訴訟に比べると低額です。例えば100万円の貸金の返還を求める場合、訴訟の申立手数料は「1万円」ですが、調停の申立手数料は「5千円」です。

## ●秘密が守られる

訴訟のような公開の法廷ではなく、調停室という非公開の部屋で手続が行われるため、当事者以外の第三者に知られずに調停手続をすることができます。当事者双方に事情をお伺いするときは、多くの場合、個別にお聴きします。

Q 当事者だけで話し合いをする場合と比べて、メリットはありますか？

次のようなメリットがあります。

●調停で決めたことには判決と同じ効果がある  
調停で決まった内容が守られない場合には、財産の差押えなどの強制執行の手続を利用することが出来ます。

●法的な観点を踏まえた解決ができる  
裁判所が関与することで、社会的・法的に妥当な解決をすることが出来ます。

●解決に向けて専門性のある複数の

## 職種が関与する

裁判官、調停委員、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが関与します。

## ■これからの調停制度

Q 調停制度はIT化しないのですか？

2021年12月から、東京、大阪、名古屋、福岡の家事調停で試験的にウェブ会議の導入が始まっています。ウェブ会議のメリットとして、①当事者が裁判所に来る負担の軽減、②安心・安全な手続の実現、③新型コロナウイルス感染症対策があります。調停を利用する方が、裁判所に来るために仕事を休んだり、遠くから裁判所に来る負担を軽減できますし、当事者同士が同じ裁判所に来なくてよくなるため、対面による危険や心理的負担を回避・軽減でき、安心・安全な手続を実現することが出来ます。また、コロナ禍においても、不安を感じることなく、調停に参加していただくことが出来ます。

これまでの100年間、調停制度は、時代や社会情勢、利用者である国民のニーズに合わせて進化してきました。これからも裁判所では、話し合いによって、お互いに納得し合意できる解決を目指すという調停の大事な部分は何も変わることなく、利用者の方の現在の生活や多様なニーズにフィットした調停運営を行えるよう、取り組んでいきたいと思えます。

ちょう てい せい と 100年の 調停制度の歴史

当時、都市部に人が集中したことで、土地や家の貸し借りをめぐる紛争が増え続けていたため、もっと簡単な手続で解決できないかということで、大正11年10月1日に、「借地借家調停」という制度がスタートしました。これが調停制度のはじまりです。

年	民事調停	家事調停
1922.10.1	借地借家調停法 施行 (大正11年)	人事調停法 施行 (昭和14年)
1939	民事調停法 施行 (昭和14年)	家事審判法 施行 (昭和23年)
1948	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和23年)	家庭裁判所 設置 (昭和24年)
1949	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和24年)	家事調停法 施行 (昭和24年)
1951	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和26年)	家事調停法 施行 (昭和26年)
1956	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和31年)	家事調停法 施行 (昭和31年)
1974	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和49年)	家事調停法 施行 (昭和49年)
2000	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和25年)	家事調停法 施行 (昭和25年)
2013	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和38年)	家事調停法 施行 (昭和38年)
2019	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和44年)	家事調停法 施行 (昭和44年)
2021	民事調停委員会及び家事調停委員会設置法 施行 (昭和46年)	家事調停法 施行 (昭和46年)

これからより利用しやすく、より国民のニーズに合った制度に進化を続けます